

別表 1 介護施設等

介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（同法第71条第1項の規定により指定があったものとみなされた保険医療機関を含む。ただし、申請日において、介護サービスの提供に係る給付実績があり申請日以降も継続する予定であること。）（短期入所生活介護、短期入所療養介護は空床型を除く。）

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与
特定福祉用具販売
居宅療養管理指導

介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援

居宅介護支援

介護保険法第8条第25項に規定する施設サービス

介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院

介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援

介護予防支援

介護保険法第115条の4第1項第一号のイに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス

訪問型サービス

介護保険法第115条の4第1項第一号のロに規定する第1号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス

通所型サービス

※事業所番号1つにつき、1ライセンスの導入となる